

関西学院大学における研究評価について

関西学院大学では、毎年自己点検・評価を行うようにしている。自己点検・評価では、部局ごとに「進捗状況報告」を作成する。その進捗状況報告に対して「学内第三者評価」を実施することにより、自己点検・評価の客観性を高めるようにしている。学内第三者評価を行う際やその評価結果をフィードバックする際には、部局ごとに評価者と被評価者の間で十分意見交換を行い、PDCAサイクルが効果的に回るように工夫している。

1. 関西学院大学の概要

1-1 基本理念

理念

関西学院大学は、キリスト教主義を建学の精神としている。初代学長（第4代院長）C. J. L. ベーツが提唱した「スクールモットー」“Mastery for Service（奉仕のための練達）”は、関西学院の建学の精神を簡潔に表現するものであり、「社会貢献のためにこそ実力を身につけよ」と解されている。関西学院大学は、知性を、そして自らが持つすべての豊かさを、隣人のために用いることを強調するとともに、創立当初から培われてきた国際性と社会貢献への使命感を身につけた世界市民の育成を重視している。

目標

キリスト教主義に基づき、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、人格を陶冶することを目的とする。

教育においては、全人的教養及び専門的知識・技能を修得させるとともに、広く創造力、課題発見能力、課題解決能力そして実行力を培うことをめざす。また、研究においては、特色ある基礎研究を強化しつつ、応用研究及び先端的研究を発展充実させるとともに、研究成果を社会に還元して、社会貢献することをめざす。

1-2 教育研究組織（資料1参照）

1-3 教員数（平成20年5月1日現在）

教授	376名
准教授	110名
講師	10名
助教	3名
合計	499名

※ 学長・理事・監事は含まない。

1-4 学生数（平成20年5月1日現在）

学部	18,841名
修士課程（博士前期）	1,012名
博士課程（博士後期）	449名
合計	20,302名

1-5 収入・支出（平成19年度決算：消費収支）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
学生生徒等納付金	21,813	
手数料	1,705	
寄付金	453	
補助金	3,449	
資産運用収入	886	
事業収入	737	
雑収入	635	
帰属収入合計	29,679	

※四捨五入の都合上、合計は合っていない。

支出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
人件費	15,190	
教育研究経費	9,917	
管理経費	1,026	
借入金等利息	187	
資産処分差額	74	
徴収不能引当金繰入額	31	
消費支出の部合計	26,424	

※四捨五入の都合上、合計は合っていない。

2. 研究マネジメント体制

研究活動を振興し活性化するとともに、研究環境を整備し、研究・教育の一層の充実と社会の発展に寄与すること、また、社会との連携事業を通じた教育プログラムの推進、社会貢献事業等に寄与することを目的として、研究推進社会連携機構を設置している（資料2参照）。

研究推進社会連携機構は、平成14年4月に発足した「研究推進機構」と、平成17年4月に発足した「社会連携センター」を統合し、学外諸機関への連携窓口を一本化し、平成19年4月にスタートした。研究支援センター、知的財産支援センター、社会連携センターを設置し、これまで両組織によりそれぞれ推進されてきた活動をベースに、知的創造サイクル（＝知的財産の創造・確保・活用）の三過程をそれぞれ重点的にサポートしている。具体的には、以下の事業を行っている。

- ・ 研究振興・開発計画の策定、学外研究資金の導入
- ・ 学内研究資金に関する効率的運用
- ・ 産学官連携・研究交流の推進及び支援
- ・ 知的財産権に関する事項
- ・ 研究成果の公表
- ・ 倫理基準に関する事項
- ・ 社会との連携事業

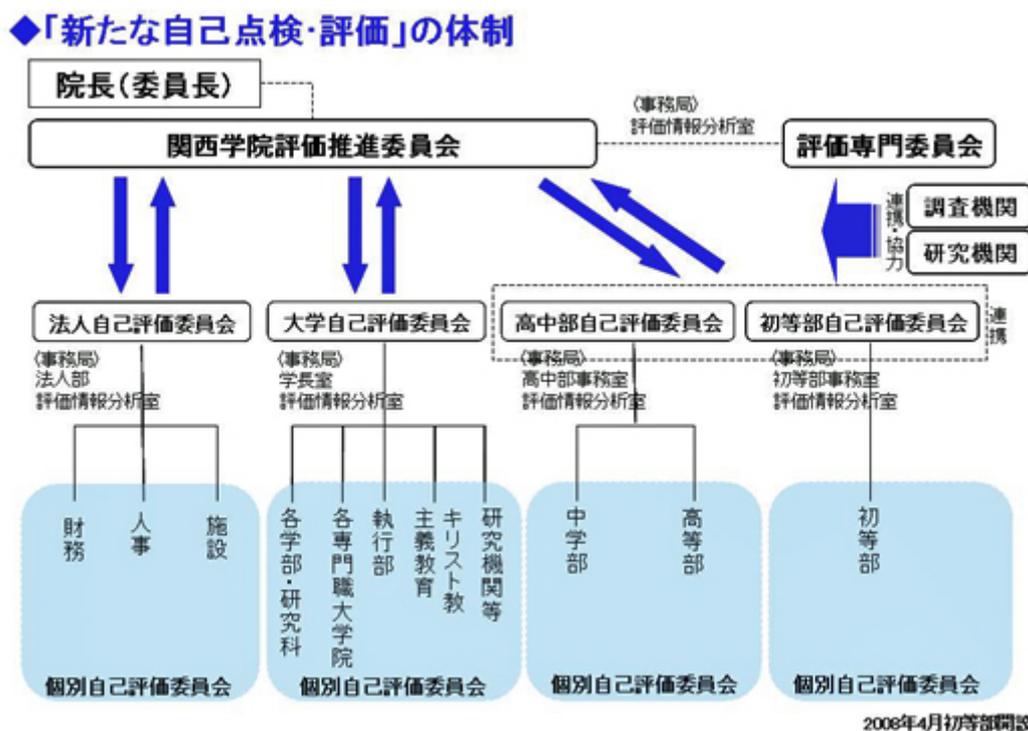
- ・ 社会への貢献事業
- ・ 大学間連携事業
- ・ 教育プログラム推進事業
- ・ その他機構の目的達成に必要な事業

研究推進社会連携機構は、大学の使命である研究・教育の両面から、より総合的な連携活動を推進すべく、法人と大学両方にわたる組織として活動している。

毎年行う自己点検・評価活動の他に、研究・社会貢献活動に特化したマネジメント体制のもと特定プロジェクト研究センターの評価を行い、機関別評価、研究評価と重層的な構造で研究活動を実施している。

3. 評価体制

平成16年度から、大学だけでなく学院全体でPDCAサイクルを一層強化するために、法人自己評価委員会、高中部自己評価委員会を新設し、大学自己評価委員会と合わせて3つの委員会を統括する関西学院評価推進委員会を設立した。また、その事務局として評価情報分析室、評価に関する実務担当として評価専門委員会を設置し、自己点検・評価を実施している（資料3参照）。



※関西学院大学HPより

評価情報分析室は、室長、2名の副室長及び事務職員から構成される。評価専門委員会は、評価情報分析室長、評価情報分析室副室長、副学長、9名の学内評価委員及び4名の学外評価委員から構成される。

4. 大学として実施されている評価

4-1 自己点検・評価

関西学院大学では、平成17年度に「新たな自己点検・評価」制度による自己点検・評価を実施し、その報告書を基に平成18年度に大学基準協会から認証評価を受けた。この認証評価を契機に、内発的で自律的な発展に向けたPDCAサイクルの強化に取り組み、毎年、目標の達成度や改善の進捗を自己点検・評価するようにしている。

関西学院大学の自己点検・評価では、各部局で進捗状況報告を作成する。その進捗状況報告に対して、学外の委員を含む評価専門委員会による「学内第三者評価」を実施し、自己点検・評価の客観性を高めている。

1) 趣旨・目的

教育研究水準の向上を図り、学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営等の状況について自己点検・評価を行う。

2) 評価方法等

以下の手順で評価を行う。

①指標の協議

評価情報分析室が指標（案）を作成し、関係部局と協議して指標を定める。

②大学基礎データの収集

評価情報分析室は大学基礎データの資料を収集し、関西学院評価指標データベースに掲載するとともに、ホームページに公表する。

③自己点検・評価の実施

実施体制

各学部・研究科、部局では、それぞれ個別の自己評価委員会と執行部が共同で自己点検・評価を実施し、当該期間の進捗状況を進捗状況報告シート（資料4-1及び資料4-2参照）に記載し、評価専門委員会に提出する。同時に、現状や課題について意見交換を行い、認識を共有して次の施策に反映できるようにする。

④学内第三者評価の実施

評価の仕組み

まず、評価専門委員会の委員が、各学部・部局等から提出された進捗状況報告シートを分担して評価し、評価結果を進捗状況報告シートに記載する。原則として、学内委員は学部・研究科、研究所などの組織別に評価し、学外委員は特定の項目を評価する。その後、委員間で意見交換を行い、「評価結果（原案）」を作成する。

評価専門委員会は「評価結果（原案）」を各学部・部局等に返却し、相互に内容を説明し意見交換を行った上で「評価結果（案）」を作成し、公示する。公示期間中、各学部・部局等は意見申し立てを行うことができる。意見申し立てがあった場合は、必要に応じて評価専門委員会を開き再検討する。

評価の基準

以下の基準によって評価を行い、長所や課題を記す。

- ・掲げられた目標が実現しているか（実現に向かっているか）。

- ・すべき施策が実施されているか（実施にむかっているか）。
- ・改善すべき点が改善されているか（改善に向かっているか）。
- ・施策の成果を測る仕組みを持っているか。
- ・実際に成果が出ていることが実証されているか。

3) 評価結果の活用

評価結果は、「全学的な視点」と「学部・研究科、研究所・センターごとの個別的な視点」に分けて、評価項目ごとに詳細に大学のホームページで公表されている (<http://www.kwansei.ac.jp/Contents?cnid=5491>)。

評価により改善が必要と認められた場合は改善に努め、評価結果を法人、大学の年度計画及び中長期計画に反映させるよう努めている。また、「評価結果（案）」を各学部に戻却する際には、評価専門委員でもある評価情報分析室長や同副室長ならびに事務局（評価情報分析室）が直接部局に出向き、学部長等と意見交換を行っている。これにより、事実誤認を排除すると共に評価者・被評価者双方の理解を深め、実質的かつ内発的に評価が行われるようにしている。

4-2 特定プロジェクト研究センターに関する評価

1) 特定プロジェクト研究センターの目的

関西学院大学の教員及び客員研究員によるプロジェクト型研究活動により、学際的、革新的共同研究を推進し、研究成果を社会に還元し、社会貢献に資することを目的としている。

2) 評価時期

設置期間の終了時及び更新時に評価を行っている。各センターの設置期間は3年から5年で、5年のセンターについては3年目に中間評価を行っている。

3) 評価方法

中間評価では、まず、評価シート（資料5参照）を用いて自己評価を行う。次に、中間評価委員会において、自己評価結果に基づき、中間評価票（資料6参照）を用いて評価を行う。場合によっては、中間評価委員とセンターが議論を行いながら評価を進める。中間評価委員会は、研究推進社会連携機構長、研究推進社会連携副機構長及び研究推進社会連携機構評議員会が指名する委員で構成される。

設置期間の終了時及び更新時における評価は、評価委員会において行われる。評価委員会は、研究推進社会連携機構長、研究推進社会連携副機構長及び研究推進社会連携機構評議員会が指名する委員及び学外の専門家で構成される。

評価は、組織活動、研究活動及び研究者養成、社会貢献の観点から実施することとされており、評価委員会において評価項目を作成している。

4) 評価結果の活用

評価結果は、大学評議会及び研究推進社会連携機構評議員会で報告される。
中間評価や更新時の評価結果を踏まえ、センターの継続の可否が決定される。

5. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成20年9月19日に関西学院大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、関西学院大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である伊地知寛博氏（成城大学社会イノベーション学部教授）及び鈴木達也氏（日本学術振興会参事・研究事業課長）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体のマネジメントと評価について

区 分	コ メ ン ト
マネジメントについて	○ 関西学院大学らしさを発揮した研究の強化を図るなど、特色を出すための明確な目標を掲げている。
実施の体制・プロセス	○ 評価情報分析室及び研究推進社会連携機構を設けて実施している。 ○ 法人と大学との共管の組織として、企画室及び評価情報分析室が設置され、自己点検・評価や基礎データの収集・分析を実施している。評価情報分析室長は副学長が当たっている。また、結果的ということであったが、経験が豊富な事務職員である室員も含めており、専門性が組織的に蓄積されているようである。なお、法人の組織ともなっているのは、同法人が小中高等学校もあわせて設置しており、これらの学校でも学校教育法に基づく学校評価を実施することとなっており、これらも包含しているからであるとのことである。 ○ 「関西学院自己点検・評価規程」によれば、自己点検・評価を行うために学内に評価推進委員会が設置されており、この委員には、院長、理事長、学長や各部局長等を含む30名を超えるメンバーが含まれているが、会合の時間が短くとも、月に1回程度の高頻度で開催されているとのことである。法人・大学・小中高等学校が一体となったマネジメントならびに評価の推進が図られているようである。
目標（方向性）の明確化と情報・問題意識の共有	○ 大学執行部及び担当職員においては、定期的に会議を行うなど情報・問題意識の共有が図られている。 ○ 大学では、4年ないし8年先を見通した「中長期計画」を継続的に策定しており、研究の充実、研究拠点の形成、研究強化のための支援、社会との連携や社会への情報発信といったことについても、計画が定められている。とりわけ、中長期計画や年次計画の内容にとどまらず、達成目標、実施効果・必要性、成果指標も予め設定して、その進捗状況を把握している（その他、以下に述べる、「評価活動について」の「評価の実施における工夫、特徴」の項も参照いただきたい）。
評価活動について	○ 各部局に自己評価委員会を設けて自己点検・評価を行ったうえで、学内・外の委員で構成される評価専門委員会による学内第三者評価制度により評価を実施している。
評価の目的・対象に応じたシステムの構築	○ 特定プロジェクト研究センター設置に関し、評価委員会の評価結果を基に更新の可否を決定するシステムが構築されている。（更新時評価は今後実施されるとのことであるが）この評価システムが有効に機能することを期待したい。 ○ 認証評価（大学基準協会）が定める評価項目に対応して、階層化された目標と指標を定め、部局ごとに自己点検・評価を実施している。

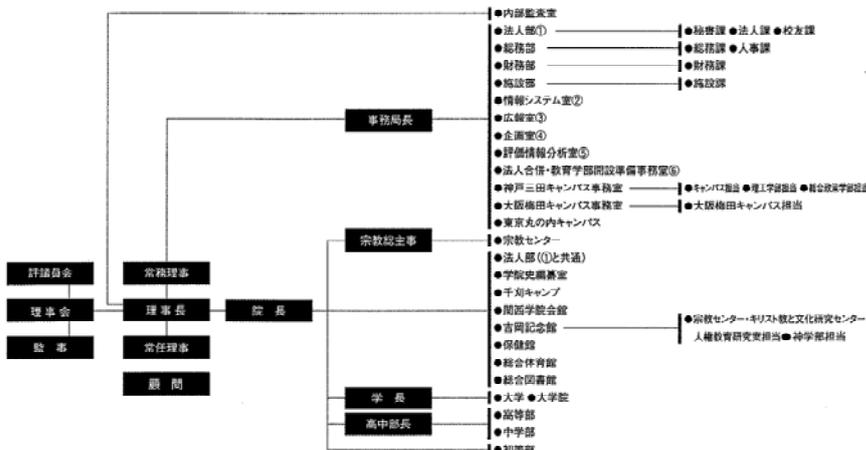
<p>評価の実施における工夫、特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年行われる自己点検・評価が形骸化しないよう担当者等がかなり意識をして実施している。 ○ 自己点検・評価結果を各部局に返却する際、直接部局に出向き意見交換を行っていることは、双方の理解を深め、評価の意義・目的を再確認する上でも非常に有効と思われる。 ○ 自己点検・評価報告書をまとめるにあたって、これを作成することではなく、報告書にまとめていくプロセスで、各部局と評価情報分析室とのあいだでインタビュー（26部局、1部局当たり1.5時間）が行われ、（報告書中において過年度と同じ表現を認めないなど）常に改善を図るとともに、課題を明らかにする取り組みが行われている。このように、大学全体として常に改善を志向し、また、そのために、評価を確定させていくプロセスが評価実施担当機関（評価情報分析室）と被評価機関（各部局）とのあいだで“inclusive（包括的）”なものとして実現されていることは、十分に注目に値するといえる。 ○ 基礎データは、部局ごとに情報が集約され、個々に集計されたデータが評価情報分析室に報告されて全学的に把握できるしくみとなっている。この基礎データは、大学の運営に係る数多くの定量的指標についての情報を毎年収集し、その結果をインターネット上でも公表している（「大学基礎データ 2008」 (http://www.kwansei.ac.jp/Contents?cnid=6101))。 ○ 全学的な基礎データの収集・分析から、研究に関しては、学部間における科学研究費補助金の採択状況に関する相違が明確となり、申請の促進等の支援が図られているとのことである。また、研究以外に全学的な意思決定と改善につながった事例としては、いわゆる“ST比”（専任教員1人当たり学生数）の指標があり、この結果に基づき、その値のとくに高かった学部に対して教員数の拡充が図られたとのことである。
<p>マネジメントと評価との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長・学長は総括結果を法人・大学の年度計画及び中長期計画に反映する。

2) その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ○ 私学としての建学の理念や特徴を全面に出した明確な目標等は、多くの国立大学にはない特色だと思われる。 ○ 「特定プロジェクト研究センター」は時限の研究センターで、プロジェクト型の学際的・革新的共同研究を推進して研究成果を社会に還元し貢献を図ることを目的として設置される。専任教員が研究員を務めるほか、学外の研究者を客員研究員として委嘱することができる等、学外からの参画も得て進めることができるようになっており、社会との連携を必要とする研究活動について、対外的により明示化させる意義があるようにうかがえる。なお、このセンターの設置は学内での資源配分は伴わず、研究の遂行のためには、研究員は、別途、資源を確保する必要がある。また、この「特定プロジェクト研究センター」は、早稲田大学の総合研究機構が支援するプロジェクト研究所の制度をモデルとしているとのことである。 ○ 特定プロジェクト研究センター制度は特色ある制度であり、この制度の評価による更なる活性化に期待したい。



■ 関西学院組織図



■ 関西学院大学組織図



※ 大学において②～⑥が共通, 高中部及び初等部において③～⑤が共通。ただし, 組織図では省略。

○研究推進社会連携機構規程

平成13年12月14日

理事会決定

1 総則

第1条 関西学院大学に「研究推進社会連携機構」(以下「機構」という。)を置く。

第2条 機構は、本学における研究活動を振興し活性化するとともに、研究環境を整備し、もって本学の研究・教育の一層の充実と社会の発展に寄与することを目的とする。また、機構は社会との連携事業を通じた教育プログラムの推進、社会貢献事業等に寄与することを目的とする。

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究振興・開発計画の策定
 - 2 学外研究資金の導入
 - 3 学内研究資金に関する効率的運用
 - 4 産官学連携・研究交流の推進及び支援
 - 5 知的財産権に関する事項
 - 6 研究成果の公表
 - 7 倫理基準に関する事項
 - 8 社会との連携事業
 - 9 社会への貢献事業
 - 10 大学間連携事業
 - 11 教育プログラム推進事業
 - 12 その他機構の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業を推進するために、機構は次の機能を持ち、それぞれセンターと称する。
- 1 研究支援
 - 2 知的財産支援
 - 3 社会連携
- 各センターの運営等については、内規で定める。

第4条 機構に次の構成員を置く。

- 1 機構長 1名
 - 2 副機構長 2名
 - 3 機構推進委員 若干名
 - 4 機構顧問 若干名
 - 5 知的財産アドバイザー 若干名
 - 6 産官学連携コーディネーター 若干名
- 2 機構の事務組織として、研究推進社会連携機構事務室を置く。

- 3 前項に定める事務組織に、機構事務部長、機構次長、機構課長(西宮上ヶ原キャンパス担当)、機構課長(神戸三田キャンパス担当)、主任及び事務職員を置く。

第5条 機構長は機構を代表し、機構の業務を統轄する。

- 2 機構長は、副学長の中から学長が選任し、任命する。
- 3 機構長の任期は、当該副学長の在任期間中とする。

第6条 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときはその職務を代行する。

- 2 副機構長は、学長が選任し、委嘱する。副機構長のうち1名は、常任理事の中から選任する。
- 3 副機構長の任期は、機構長の在任期間中とする。ただし、常任理事である副機構長の任期は、当該常任理事の在任期間中とする。

第7条 第4条第1項に定める機構推進委員として、次の委員を置く。

- 1 研究推進委員
 - 2 知的財産推進委員
 - 3 社会連携コーディネーター
- 2 研究推進委員は、機構長の指示に従い、研究推進に関する要務に従事する。
 - 3 知的財産推進委員は、機構長の指示に従い、知的財産推進に関する要務に従事する。
 - 4 社会連携コーディネーターは、機構長の指示に従い、社会連携推進に関する要務に従事する。
 - 5 第1項に定める各委員は、本学専任教員の中から機構長が推薦し、学長が任命する。
 - 6 機構推進委員の任期は、推薦した機構長の在任期間中とする。

第8条 機構に、機構顧問を置くことができる。

- 2 機構顧問は、機構の目的達成に必要な事項について、指導・助言を行う。
- 3 機構顧問は、評議員会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 機構顧問の任期は、別にこれを定める。

第9条 機構に、知的財産アドバイザーを置くことができる。

- 2 知的財産アドバイザーは、知的財産に関する要務に従事する。
- 3 知的財産アドバイザーは、評議員会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 知的財産アドバイザーの任期は、別にこれを定める。

第10条 機構に、産官学連携コーディネーターを置くことができる。

- 2 産官学連携コーディネーターは、産官学連携に関する要務に従事する。
- 3 産官学連携コーディネーターは、評議員会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 産官学連携コーディネーターの任期は、別にこれを定める。

第11条 機構事務部長は機構長の指示に従い、研究支援、知的財産支援及び社会連携に関する事務を統轄する。

- 2 機構次長は機構事務部長を補佐し、機構事務部長の掌る業務を行う。
- 3 機構課長は、機構事務部長の指示に従い、研究支援、知的財産支援及び社会連携に関する事務を処理する。

2 評議員会

第12条 機構の円滑な運営を図るために評議員会を置く。

第13条 評議員会は次の評議員をもって構成する。

- 1 機構長
 - 2 副機構長
 - 3 各学部長
 - 4 独立研究科委員長
 - 5 専門職大学院各研究科長
 - 6 大学図書館長
 - 7 大学事務局長
 - 8 学長室長
 - 9 機構事務部長
 - 10 常務理事
 - 11 常任理事 1名
 - 12 事務局長
 - 13 総務部長
 - 14 財務部長
 - 15 広報室長
 - 16 企画室長
 - 17 神戸三田キャンパス事務室長
- 2 機構顧問及び評議員会が必要と認めた者は、職務上出席するものとする。

第14条 評議員の任期は、前条に定める者がその職にある期間とする。

第15条 評議員会は機構長が招集し、議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、副機構長がこれを招集し、議長となる。

第16条 評議員会は、次の事項を審議・決定する。

- 1 研究振興・開発・社会連携の基本方針に関する事項
- 2 予算・決算に関する事項
- 3 事業計画に関する事項
- 4 その他機構の運営に関する事項

第17条 評議員会は、評議員全員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第18条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決する。

3 機構長室会

第19条 機構に機構長室会を置き、次の構成員をもって構成する。

- 1 機構長
 - 2 副機構長
 - 3 機構顧問
 - 4 機構事務部長
 - 5 大学事務局長
 - 6 学長室長
 - 7 常任理事 1名
 - 8 事務局長
 - 9 財務部長
 - 10 機構長が特に必要と認めた者 若干名
- 2 機構長室会は、次の事項を決定する。
- 1 学外研究資金の導入に関する事項
 - 2 学内研究資金の効率的運用に関する事項
 - 3 社会連携・研究交流の推進及び支援に関する事項
 - 4 知的財産権に関する事項
 - 5 研究成果の公表に関する事項
 - 6 倫理基準に関する事項
 - 7 その他評議員会から委任された事項
- 3 機構長室会は、第16条に規定する事項について企画・立案し、評議員会に提案するとともに、評議員会で決定した事項を執行する。

4 発明委員会

第20条 前条第2項第4号に規定する事項を審議するため、機構長室会のもとに発明委員会を設ける。

- 2 発明委員会は、第13条第1項及び第2項に規定する構成員の中から機構長室会が選任した者をもって構成する。ただし、機構長室会が必要と認めた場合は、これら以外から委員を選出することができる。
- 3 発明委員会の任務及び組織に関する事項については、機構長室会で定める。

5 専門部会

第21条 第19条第2項の各号(第4号を除く)に規定する特定の事項を審議するため、機構長室会のもとに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第13条第1項及び第2項に規定する構成員の中から機構長室会が選任した者をもって構成する。ただし、機構長室会が必要と認めた場合は、これら以外から委員を選出することができる。
- 3 専門部会の任務及び組織に関する事項については、機構長室会で定める。

6 規程の改廃

第22条 この規程の改廃は、評議員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2003年(平成15年)6月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2005年(平成17年)4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。

了解事項

- 1 第3条第1項に定める事業には、高中部をも含めた学院全体に関する事項を含めることができるものとする。
- 2 第8条第4項に定める機構顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 第9条第4項に定める知的財産アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 4 第10条第4項に定める産官学連携コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

○関西学院自己点検・評価規程

2004年3月12日

理事会決定

(趣旨)

第1条 関西学院は、その教育研究水準の向上を図り、学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行う。

(関西学院評価推進委員会)

第2条 前条の趣旨を達成するため、本学院に関西学院評価推進委員会(以下「評価推進委員会」という。)を置く。

2 評価推進委員会は、本学院の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに第三者評価への対応に関して総括し、本学院の自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

(構成)

第3条 評価推進委員会は次の委員をもって組織する。

- 1 院長
- 2 理事長
- 3 学長
- 4 高中部長
- 5 宗教総主事
- 6 常務理事
- 7 常任理事
- 8 事務局長
- 9 法人部長
- 10 総務部長
- 11 財務部長
- 12 副学長
- 13 大学宗教主事
- 14 教務部長
- 15 大学図書館長
- 16 各学部長
- 17 独立研究科委員長
- 18 専門職大学院研究科長
- 19 大学事務局長
- 20 学長室長

- 21 高等部長
- 22 中学部長
- 23 初等部長
- 24 高中部事務室長
- 25 初等部事務長
- 26 評価情報分析室長
- 27 評価情報分析室副室長

2 評価推進委員会が特に必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 評価推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 評価推進委員会の委員長は院長、副委員長は理事長及び学長とする。
- 3 評価推進委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議決)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。
可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の開催)

第6条 評価推進委員会は、委員長が必要と認めた場合、又は副委員長から要求がある場合に開催する。

(役割)

第7条 評価推進委員会は、法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会の自己点検・評価を総括するとともに、次に掲げる事項を行う。

- 1 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の調整
- 2 法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会
が取りまとめた自己点検・評価結果の集約
- 3 法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会
の自己点検・評価結果に対する助言・勧告
- 4 理事会及び大学評議会、高中部教学協議会、初等部教師会への総括結果の報告
- 5 総括結果の公表
- 6 認証評価機関の決定及びそれへの対応
- 7 その他自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

(自己点検・評価活動)

第8条 自己点検・評価は、次の事項によって進められる。

- 1 自己点検・評価は、法人・大学・高中部・初等部及びその各部局が設定する目標に基づいて

行われる。

- 2 評価推進委員会は、自己点検・評価の計画・範囲・分野、その他自己点検・評価の実施・運営に関する基本的な事項を決定する。
- 3 法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会は、自己点検・評価活動にあたって、評価推進委員会に評価目標、評価項目、評価指標等の具体的内容を報告する。
- 4 評価推進委員会は、評価目標、評価項目、評価指標等を全学的な観点から調整し、法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会に助言・勧告を行う。
- 5 法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会は、自己点検・評価作業を行った上で、その結果を評価推進委員会に報告する。
- 6 評価推進委員会は、評価結果についての集約を行うとともに、法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会に助言・勧告を行う。

(自己点検・評価結果への対応)

- 第9条 法人・大学・高中部・初等部及びその各部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究活動等について改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。
- 2 理事長、学長、高中部長、初等部長は、総括結果を法人、大学、高中部、初等部の年度計画及び中長期計画に反映させるように努めなければならない。

(評価専門委員会)

- 第10条 評価推進委員会のもとに評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
- 2 専門委員会は、評価推進委員会が行う第7条・第8条に定められた事項の実務作業を担う。

(構成)

- 第11条 専門委員会は、評価推進委員会の承認を得て、次の委員より組織する。
- 1 評価情報分析室長
 - 2 評価情報分析室副室長
 - 3 副学長 1名
 - 4 評価推進委員会が委嘱する者 若干名
- 2 専門委員会が必要と認めた場合は、本条第1項以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

- 第12条 専門委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

- 第13条 専門委員会に委員長を置く。
- 2 専門委員会の委員長は、評価情報分析室長とする。
 - 3 専門委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 4 委員長が事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(評価情報分析室)

第14条 本学院の自律的な評価システムの整備・拡充を支援するため、「評価情報分析室」を置く。

- 2 評価情報分析室に、室長、副室長、室委員、事務職員を置く。
- 3 評価推進委員会及び専門委員会に関する事務は、評価情報分析室が担当する。
- 4 評価情報分析室の職務等については、別にこれを定める。

(法人・大学・高中部・初等部の自己評価委員会及び個別自己評価委員会)

第15条 法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会の委員構成・職務等については、別にこれを定める。

第16条 法人自己評価委員会、大学自己評価委員会、高中部自己評価委員会、初等部自己評価委員会は、法人・大学・高中部・初等部における各部局の個別自己評価委員会を統括する。

第17条 各部局の個別自己評価委員会に関する委員構成・職務等については、別にこれを定める。

(研究機関)

第18条 教育研究に関する評価、自律的な改善システムの構築・推進等に関する学術的な研究機能をもつ専門的な機関を置く。

- 2 研究機関に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(調査機関)

第19条 在学生、保証人、教職員、同窓生、企業、受験生等を対象に社会調査を実施し、収集されたデータを集計・分析・保管する機能をもつ専門的な機関を置く。

- 2 調査機関に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(主管部課)

第20条 この規程に関する事務は、評価情報分析室にて行う。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、評価推進委員会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2008年(平成20年)4月1日から改正施行する。

資料 4 - 1 進捗状況報告シートの提出担当部局 (大学・学部)

大項目	中項目	小項目	全学的な視点	個別的な視点									
				神学部	文学部	社会学部	法学部	経済学部	商学部	理工学部	総合政策学部	人間福祉学部	
0	理念・目的・教育目標	0.0.1 理念・目的等 0.0.2 理念・目的等の検証	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	*キリスト教主義教育	1.0.1 キリスト教主義教育	学長室										
2	*人権教育	2.0.1 人権教育の状況 2.0.2 人権問題への対応	学長室										
3	*ボランティア活動・教育	3.0.1 ボランティア活動・教育	学長室										
4	教育研究の組織	4.0.1 教育研究の組織 4.0.2 教育研究の組織の検証	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	学生の受け入れ	5.0.1 入学者受け入れ方針等	入試部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5.0.2 学生募集方法、入学者選抜方法											
		5.0.3 入学者選抜の仕組み											
		5.0.4 入学者選抜方法の検証											
		5.0.5 アドミッションズ・オフィス入試	教務部										
		5.0.6 「飛び入学」											
		5.0.7 入学者選抜における高・大の連携											
		5.0.8 社会人学生の受け入れ											
		5.0.9 科目等履修生、聴講生等	教務部										
		5.0.10 外国人留学生の受け入れ	国際教育C										
		5.0.11 定員管理	学長室										
		5.0.12 編入学者、退学者	学長室										
6	教育内容・方法	6.1.1 教育課程	教務部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6.1.2 履修科目の区分											
		6.1.3 授業形態と単位の関係											
		6.1.4 単位互換/単位認定等											
		6.1.5 開設授業科目における専・兼比率等											
		6.1.6 カリキュラムと国家試験											
		6.1.7 インターンシップ、ボランティア											
		6.1.8 生涯学習への対応											
		6.1.9 正課外教育(エクステンション等)											
		6.2.1 カリキュラムにおける高・大接続											
		6.2.2 履修指導											
		6.2.3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮											
6.3.1 授業形態と授業方法の関係	教務部												
6.4.1 教育効果の測定	教務部												
6.4.2 厳格な成績評価の仕組み(成績評価法)													
6.5.1 教育改善への組織的な取り組み	教務部												
6.6.2 課程修了の認定(大学3年卒業の特例)													
7	*国際交流	7.0.1 国際交流(国内外における教育研究交流) 7.0.2 国際教育・協力	国際教育C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	学生生活	8.1.1 *学生生活への支援	学生部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		8.1.2 学生への経済的支援											
		8.2.1 *課外活動	学生部										
8.2.2 課外活動(スポーツ・文化活動等)													
8.3.1 *進路選択	キャリアC												
9	研究活動と研究環境	9.1.1 研究環境	研究推進機構	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		9.1.2 競争的な研究環境創出のための措置											
		9.1.3 研究上の成果の公表、発信、発信等											
		9.1.4 倫理面からの研究条件の整備											
		9.2.1 研究活動											
		9.2.2 研究における国際連携											
		9.2.3 教育研究組織間での研究上の連携											
10	社会貢献	10.0.1 社会への貢献 10.0.2 企業等との連携	学長室										
11	教員組織	11.0.1 教員組織	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		11.0.2 教育研究支援職員											
		11.0.3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続											
		11.0.4 教育研究活動の評価											
12	事務組織	12.0.1 事務組織と教学組織との関係	法人部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		12.0.2 事務組織の役割											
		12.0.3 事務組織の機能強化のための取り組み											
		12.0.4 事務組織と学校法人理事会との関係											
13	施設・設備	13.0.1 施設・設備等の整備(情報インフラを含む)	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		13.0.6 キャンパス・アメニティ等											
		13.0.7 利用上の配慮											
		13.0.8 組織・管理体制											
14	図書館および図書・電子媒体等	14.0.1 図書・図書館の整備	大学図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		14.0.2 学術情報へのアクセス											
15	管理運営	15.0.1 教授会	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		15.0.2 学長、学部長の権限と選任手続											
		15.0.3 意思決定											
		15.0.4 大学評議会(全学的審議機関)											
		15.0.5 教学組織と学校法人理事会との関係											
		15.0.6 管理運営への学外有識者の関与											
16	財務	16.0.1 教育研究と財政(中・長期財政計画)	財務部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		16.0.2 外部資金等											
		16.0.3 予算編成と執行											
		16.0.4 財務監査											
		16.0.5 私立大学財政の財務比率											
17	*危機管理	17.0.1 災害に関する危機管理	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		17.0.2 災害以外の危機管理											
		17.0.3 危機管理における広報体制											
18	自己点検・評価	18.0.1 自己点検・評価	評価情報分析室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		18.0.2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結											
		18.0.3 自己点検・評価に対する学外者による検証											
		18.0.4 大学に対する社会的評価等											
		18.0.5 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応											
19	情報公開・説明責任	19.0.1 財政公開 19.0.3 自己点検・評価	財務部										

資料4-2 進捗状況報告シートの提出担当部局（大学院・研究科、研究所・センター等）

大項目	中項目	小項目	全学的な視点	個別の視点															
				神学 研究科	文学 研究科	社会学 研究科	法学 研究科	経済学 研究科	商学 研究科	理工学 研究科	総合政策 研究科	富コミ 研究科	人間福祉 研究科	経営戦略研究科 後期課程	司法 研究科	経営戦略研究科 会計専門職専攻	経営戦略研究科 経営戦略専攻		
0	理念・目的・教育目標	0.0.1 理念・目的等	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	学生の受け入れ	5.0.1 入学受け入れ方針等（門戸開放）																	
		5.0.2 学生募集方法、入学者選抜方法																	
		5.0.3 入学者選抜の仕組み（学内推薦制度）																	
		5.0.4 入学者選抜方法の検証																	
		5.0.6 「飛び入学」																	
		5.0.8 社会人学生の受け入れ																	
		5.0.9 科目等履修生、聴講生等	教務部																
		5.0.10 外国人留学生の受け入れ	国際教育C																
		5.0.11 定員管理	学長室																
		6	*カリキュラムの編成	6.1.1 教育課程	教務部														
6.1.4 単位互換/単位認定等																			
6.1.11 独立大学院の教育課程																			
6.1.12 「連携大学院」の教育課程																			
6.2.3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮																			
6.2.4 研究指導等（学生の研究活動への支援を含む）																			
*教育方法のあり方	6.3.1 授業形態と授業方法の関係		教務部																
	6.4.1 教育効果の測定		教務部																
	6.4.2 厳格な成績評価の仕組み（成績評価法）																		
	6.5.1 教育改善への組織的な取り組み（教育・研究指導の改善）		教務部																
*教育の質の向上	6.6.1 学位授与																		
	6.6.2 課程修了の認定																		
*国際交流	7.0.1 国際交流（国内外における教育研究交流）	国際教育C																	
	7.0.2 国際教育・協力																		
8	*学生生活への支援	8.1.1 学生への経済的支援	学生部																
		8.1.2 学生の抱える問題への対応・相談																	
		8.3.1 進路選択（就職指導）	キャリアC																
9	9.1 研究環境	9.1.1 経常的な研究条件の整備	学長室																
		9.1.2 競争的な研究環境創出のための措置	研究推進機構																
		9.1.3 研究上の成果の公表、発信、受信等																	
	9.2 研究活動	9.2.1 研究活動	研究推進機構																
		9.2.2 研究における国際連携																	
		9.2.3 教育研究組織単位の研究上の連携	学長室																
10	社会貢献	10.0.1 社会への貢献	学長室																
		10.0.2 企業等との連携																	
		10.0.3 特許・技術移転	研究推進機構																
		10.0.4 産学連携と倫理規定等																	
11	教員組織	11.0.1 教員組織	学長室																
		11.0.2 教育研究支援職員																	
		11.0.3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続																	
		11.0.4 教育研究活動の評価	学長室																
		11.0.5 大学院と他の教育研究組織・機関との関係																	
12	事務組織	12.0.2 事務組織の役割	法人部																
			学長室																
13	施設・設備	13.0.1 施設・設備等の整備	学長室																
		13.0.2 先端的な設備・装置																	
		13.0.3 独立研究科の施設・設備等																	
		13.0.4 夜間大学院などの施設・設備等																	
		13.0.5 本校以外に拠点を有する大学院の施設・設備等																	
		13.0.8 組織・管理体制	学長室																
14	図書館および図書・電子媒体等	14.0.2 学術情報へのアクセス（情報インフラ）	大学図書館																
15	管理運営	15.0.1 大学院の管理運営体制	学長室																
18	自己点検・評価	18.0.1 自己点検・評価	評価情報分析室																
		18.0.3 自己点検・評価に対する学外者による検証																	
19	情報公開・説明責任	19.0.2 自己点検・評価	評価情報分析室																

大学院・研究科の「全学的な視点から」の進捗状況報告シートは、大学・学部の「全学的な視点から」のシートに統合している。

大項目	中項目	小項目	全学的な視点	個別の視点									
				産業 研究所	総合教育 研究センター	情報 センター	言語 センター	教職 センター	人権教育 研究センター	RCC	災害復興 研究所	先端社会 研究所	
0	理念・目的・教育目標	0.0.1 理念・目的等	学長室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	教員組織	11.0.1 教員組織											
		11.0.2 教育研究支援職員											
		11.0.3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続											
		11.0.4 教育研究活動の評価											
		11.0.5 大学院と他の教育研究組織・機関との関係											

注1) 司法研究科は日弁連法務研究財団の認証評価受審のため「2008年度大学自己点検・評価」は実施しない。
 注2) 経営戦略研究科のうち、会計専門職専攻は国際会計教育協会の認証評価受審のため、「2008年度大学自己点検・評価」は実施しない。
 注3) 経営戦略研究科のうち、経営戦略専攻は2009年度にABEST21の認証評価の受審を予定しており、2008年度に自己点検・評価報告書を作成するため「2008年度大学自己点検・評価」は実施しない。

2005 年 10 月設置 特定プロジェクト研究センター中間評価（自己評価）

- センター名称 : _____
- 研究代表者 : _____ (所属学部/研究科・職名・氏名を記入)
- 研究組織詳細 :
- (1) センター副長 : _____ (氏名、所属学部/研究科、職名を記入)
- (2) 研 究 員 : _____ (全員の氏名、所属学部/研究科、職名を記入。1名毎の改行は不要)
- (3) 客員研究員 : _____ (全員の氏名、所属、職名を記入。1名毎の改行は不要)

下記 1. 自己評価 1)～5) の各項目について《評価のポイント》を参考に自己評価し、該当と思われる<評価>(5段階)をそれぞれの【 】欄にご記入ください。

1. 自己評価

(1) 研究計画と成果 【 】

《評価のポイント》

- ①研究計画の進捗度はどうか
- ②研究計画の通り成果は上がっているか
- ③研究班の構成及び分担が適切に行われているか

<評価>

5	非常に優れた成果が上がっている
4	計画通りに成果が上がっている
3	特に支障はない
2	やや成果が遅れている
1	成果がない

(2) 競争的資金獲得への積極性 (①～④について個別に評価してください)

- ①科学研究費補助金に積極的に応募しているか 【 】
- ②科学研究費補助金以外の学外研究資金に積極的に応募しているか (受託研究等含む) 【 】
- ③学内の競争的研究資金に積極的に応募しているか (大学共同研究、個人特別研究等) 【 】
- ④企業等との共同研究を行っているか 【 】

<評価>

5	非常に積極的である
4	積極的である
3	良好である
2	やや消極的である
1	消極的である

(3) 研究経費の妥当性 【 】

《評価のポイント》

- ①経費支出の計画が具体的であるか
- ②経費の内容が適切で、有効利用が見込まれているか
- ③備品等を購入予定の場合、計画上必要欠くべからざるものであるか

<評価>

5	全く問題ない
4	ほぼ問題ない
3	やや減額が可能である
2	減額すべきである
1	計画と経費に整合性がない

(4) 若手研究者の養成 【 】

《評価のポイント》

- ①博士研究員の養成を積極的に行っているか
- ②リサーチ・アシスタントの養成は行っているか

<評価>

5	非常に積極的に養成を行っている
4	積極的に養成を行っている
3	若手研究者を受け入れている
2	今後養成に力を注ごうとしている
1	特に考えていない

(5) 社会貢献 【 】

《評価のポイント》

- ①このプロジェクト研究は社会貢献とどのように結びつくか
- ②研究成果の社会への還元はなされているか
- ③地方自治体等の政策形成への寄与があるか

<評価>

5	大きく社会貢献している
4	研究成果を社会に還元している
3	社会に還元すべく努力している
2	今後社会に還元すべく努力する
1	特に考えていない

2. 特許出願、発明届

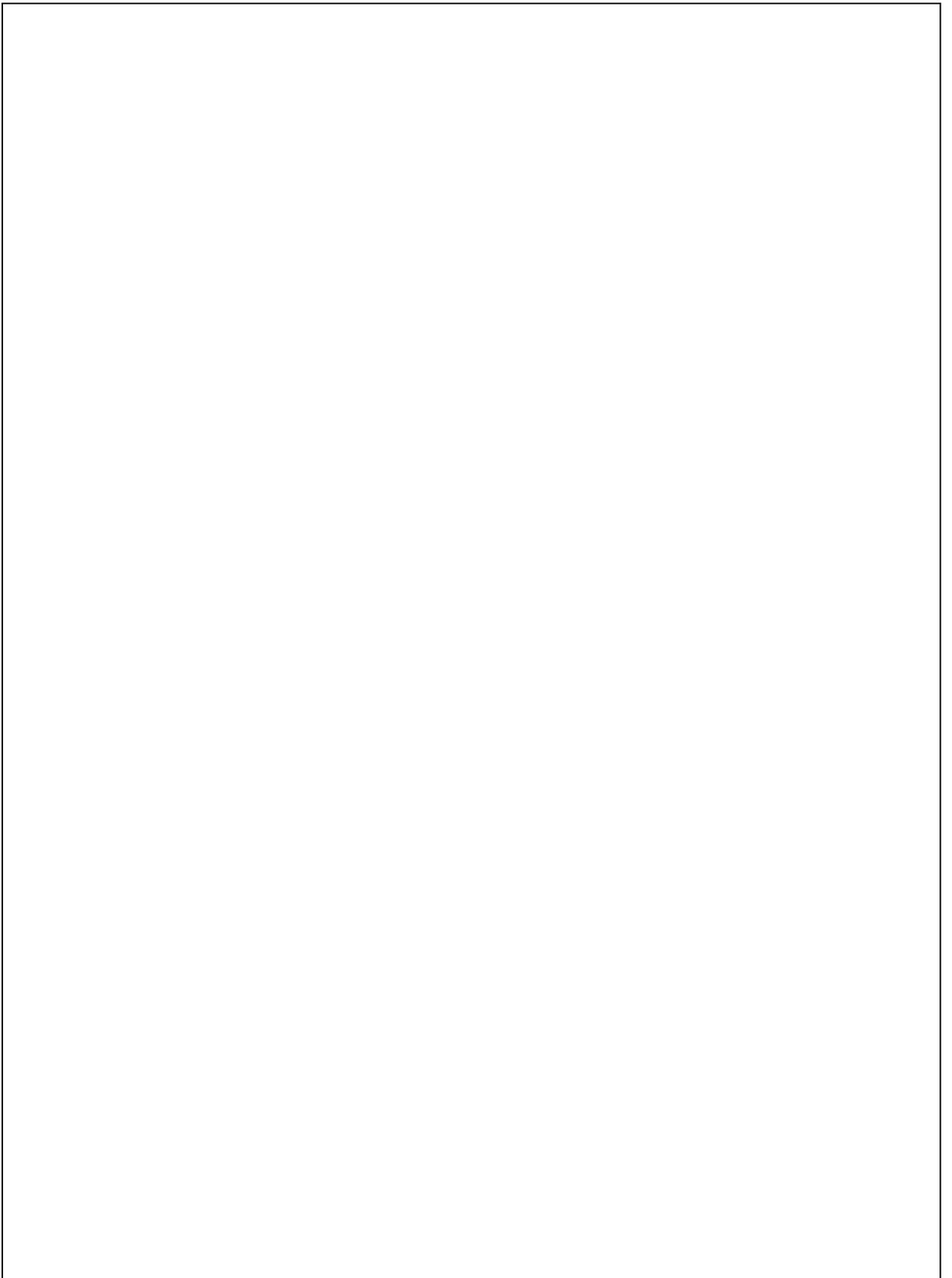
このプロジェクトで新たな特許出願又は出願予定（発明届け提出済み）があったか、出願済の場合は特許出願番号をご記入ください。

--

※出願予定の場合は発明届の提出日時をご記入ください。

3. 研究の進捗状況

当初の研究計画に照らして、現在までの進捗状況および研究成果（学术论文や研究書などの出版物）についてご記入ください。記入スペースが不足する場合はページ数を増やしてください。



4. 今後の研究計画

5. その他

このプロジェクトを遂行するにあたり、特筆すべきことがあればご自由にご記入ください。

年 月 日 提出

研究代表者（署名捺印）



